

生命倫理政策研究会 / くすり勉強会シンポジウム
2007.7.7.

研究対象者保護法要綱07年試案

“ 研究基盤整備 ”
法意識の改革を

ぬで島次郎
(自治医科大学客員研究員)

“ 研究基盤整備 ”

「 推進か規制か 」

問題意識の転換が必要

法は、官が民を縛るものではない
主権者が自らの自由と権利を実現し
守るための道具である

研究の実施とそれへの参加という人間固有
の自由と権利を実現し守るために、
適正な研究が行なわれるよう法の土俵を築く

“ 研究の自由 ” は ・ ・

憲法で守られている「学問の自由」とは異なる

思想でなく手段、方法の側面～制約は当然
とくに生命科学・医学においては、
人（動物）への侵襲＝侵害という潜在性を持つ

したがって「研究の自由」は、正当業務としての条件を法で確定しないと、無条件では守られない

“ 法意識の改革を ”

日本の現状で、研究の自由と権利が
実現できるか？

生命倫理の「三層構造」～土台、柱、屋根

土台 = 同意、無償、匿名などの共通倫理：なし

柱 = 個人情報と対象者の保護：不十分

屋根 = 個別技術の実施細則：すかすか

なぜこうなのか？

“ 手間と時間 ” を惜しむのは間違い

公共のルールの忌避と官への依存体質
その両方から脱却する必要

全体を見ている者はいない

～ 担当部局の所管範囲でしか問題設定ができない
= 審議会方式の破綻

国会の軽視、形骸化を疑問としない体質

～ 「議員立法」？ 法案は国会の外で完成
逐条審議しない 法制官僚への依存高すぎ

07 試案の目指すこと

行政指針乱発方式からの脱却

合理的な統廃合 / とくに研究審査体制

患者は医者への練習台ではない

腹腔鏡手術事故、抗がん剤試験、病気腎・・・

周辺分野 / 先端研究全体へのスタンス

死者、胎児、胚、卵、遺伝子、脳・・・

！しかし原点は生きている丸ごとの人！